

(平成30年1月1日現在)  
(単位:円)

裁判官・検察官の給与月額表

裁判官	検察官	報酬・俸給	地域手当	扶養手当	初任給 調整手当	月額の合計	6月期 期末手当	6月期 勤勉手当	12月期 期末手当	12月期 勤勉手当	年収合計額		
最高裁長官		2,010,000	402,000			2,412,000	5,350,117		5,859,652		40,153,769		
最高裁判事	検事総長	1,466,000	293,200			1,759,200	3,902,125		4,273,756		29,286,281		
東京高裁長官		1,406,000	281,200			1,687,200	3,742,420		4,098,841		28,087,661		
高裁長官	東京高検検事長	1,302,000	260,400			1,562,400	3,465,598		3,795,655		26,010,053		
	次長検事・検事長	1,199,000	239,800			1,438,800	3,191,438		3,495,384		23,952,422		
判 1	検 1	1,175,000	235,000			1,410,000	1,241,093	1,886,462	1,538,956	1,886,462	23,472,973		
判 2	検 2	1,035,000	207,000			1,242,000	1,093,218	1,661,692	1,355,591	1,661,692	20,676,193		
判 3	簡 ○	検 3	965,000	193,000		1,158,000	1,019,281	1,549,307	1,263,908	1,549,307	19,277,803		
判 4	簡 1	検 4	818,000	163,600		981,600	864,012	1,313,299	1,071,375	1,313,299	16,341,185		
判 5	簡 2	検 5	706,000	141,200		847,200	745,712	1,133,483	924,683	1,133,483	14,103,761		
判 6	簡 3	検 6	副 ○	634,000	126,800	760,800	669,662	1,017,887	830,381	1,017,887	12,665,417		
判 7	簡 4	検 7	副 1	574,000	114,800	688,800	606,287	921,557	751,796	921,557	11,466,797		
判 8		検 8	副 2	516,000	103,200	619,200	545,025	828,438	675,831	828,438	10,308,132		
	簡 5		副 3	438,500	91,300	547,800	781,731	815,171	896,131	815,171	9,881,804		
補 1	簡 6	検 9	副 4	421,100	87,820	18,000	526,920	751,590	782,824	861,579	782,824	9,501,857	
補 2	簡 7	検 10	副 5	387,400	81,080	18,000	486,480	693,213	720,176	794,659	720,176	8,765,984	
補 3	簡 8	検 11	副 6	364,500	76,500	18,000	459,000	616,183	637,510	706,357	637,510	8,105,560	
補 4	簡 9	検 12	副 7	341,200	71,840	18,000	431,040	578,210	596,758	662,826	596,758	7,607,032	
補 5	簡 10	検 13	副 8	319,200	67,440	18,000	19,000	423,640	566,067	396,446	635,382	396,446	7,078,021
補 6	簡 11	検 14	副 9	304,100	64,420	18,000	30,900	417,420	540,541	377,692	606,729	377,692	6,911,694
補 7	簡 12	検 15	副 10	286,800	60,960	18,000	45,100	410,860	511,295	356,205	573,903	356,205	6,727,928
補 8	簡 13	検 16	副 11	276,500	58,900	18,000	51,100	404,500	493,883	343,413	554,358	343,413	6,589,067
補 9	簡 14	検 17	副 12	254,100	54,420	18,000	70,000	396,520	437,339	301,870	490,891	301,870	6,290,210
補 10	簡 15	検 18	副 13	245,200	52,640	18,000	75,100	390,940	422,948	291,297	474,738	291,297	6,171,560
補 11	簡 16	検 19	副 14	238,500	51,300	18,000	83,900	391,700	394,584	270,459	442,901	270,459	6,078,803
補 12	簡 17	検 20	副 15	232,400	50,080	18,000	87,800	388,280	385,169	263,541	432,333	263,541	6,003,944
			副 16	221,000	47,800	18,000		286,800	367,573	250,614	412,582	250,614	4,722,983
			副 17	213,200	46,240	18,000		277,440	339,864	230,256	381,480	230,256	4,511,136

(注)

- 1 裁判官及び検察官の項中、「判」、「補」、「簡」、「検」及び「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、○印は、裁判官の報酬等に関する法律第15条の報酬又は検察官の俸給等に関する法律第9条の俸給を、アラビア数字は、前記両法律別表の号を示す。
- 2 地域手当は、東京都(特別区)(支給割合:20%)の場合の月額による(東京都(特別区)は1級地に該当)。
- 3 扶養手当は、配偶者(10,000円)及び子1人(8,000円)を扶養親族とする場合の月額による。
- 4 初任給調整手当は、副検事には支給されない。
- 5 「補5, 簡10, 検13, 副8」から「補12, 簡17, 検20, 副15」までの「月額の合計」及び「年収合計額」の各欄は、初任給調整手当を受ける者についての額を掲げた。
- 6 期末手当及び勤勉手当は、各支給月ごとの月額を掲げた。  
ただし、「高裁長官」及び「次長検事・検事長」以上の者は、期末手当(3.3月分)のみで、勤勉手当の支給はない。また、「判1~8」、「簡○~4」、「検1~8」及び「副○~2」の者は、期末手当(1.4月分)及び勤勉手当(1.9月分)を、「補1~4」、「簡5~9」、「検9~12」及び「副3~7」の者については、期末手当(2.2月分)及び勤勉手当(2.2月分)を、「補5」、「簡10」、「検13」及び「副8」以下の者については、期末手当(2.6月分)及び勤勉手当(1.8月分)をそれぞれ掲げた。  
なお、これらの手当の算定の基礎となる給与には、「補2」、「簡7」、「検10」及び「副5」以上の者については報酬又は俸給月額の25%を、「補3, 4」、「簡8, 9」、「検11, 12」及び「副6, 7」の者については報酬又は俸給月額の15%を加算した上、これらの者については更に報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の20%を加算し、「補5~8」、「簡10~13」、「検13~16」及び「副8~11」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の15%を、「補9, 10」、「簡14, 15」、「検17, 18」及び「副12, 13」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の10%を、「補11, 12」、「簡16, 17」、「検19, 20」及び「副14~16」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の5%を加算した。

裁判官特別勤務手当等について  
(平成30年1月1日現在)

裁判官	管理職加算の割合(%)	役職段階別加算の割合(%)	裁判官特別勤務手当(円)		備考
			裁判所の休日における特別勤務	平日深夜における特別勤務	
最高裁長官					内閣総理大臣
最高裁判事					国務大臣・検事総長
東京高裁長官					内閣法制局長官
その他の高裁長官					東京高検検事長
判 1					
判 2					
判 3 簡特	25 %	20 %	18,000		指定職
判 4 簡 1					
判 5 簡 2					
判 6 簡 3					
判 7 簡 4					
判 8					
	簡 5				
補 1 簡 6			12,000	6,000	行(-)9級
補 2 簡 7					
補 3 簡 8	15 %		10,000	5,000	行(-)8級
補 4 簡 9					
補 5 簡 10			8,500	4,300	行(-)7級
補 6 簡 11					
補 7 簡 12					
補 8 簡 13			7,000	3,500	行(-)6級
補 9 簡 14					
補 10 簡 15		10 %	6,000	3,000	行(-)5級
補 11 簡 16					
補 12 簡 17		5 %			行(-)4級
					行(-)3級

(注) 備考欄には、それぞれ対応する官職等を例示した。

○ 裁判官及び裁判官の秘書官の年次休暇等に関する規程

(昭和 60 年 12 月 18 日最高裁判所規程第 5 号) (抄)

裁判官及び裁判官の秘書官(以下「裁判官等」という。)の年次休暇、病気休暇及び特別休暇については、裁判官等以外の裁判所職員の例による。

(原文は縦書き)

## 下級裁判所の裁判官の休暇等の取扱要綱

(昭和 52. 1. 13 高等裁判所長官申合せ)  
(昭和 58. 11. 14 一部 改正)  
(昭和 61. 1. 9 一部 改正)  
(平成 3. 1. 10 一部 改正)  
(平成 5. 1. 11 一部 改正)  
(平成 8. 6. 13 一部 改正)  
(平成 11. 1. 25 一部 改正)  
(平成 15. 6. 19 一部 改正)

### 1 年次休暇

年次休暇の日数のうち 10 日は、できる限り、7月 21 日から 8月 31 日までの間（以下「夏期」という。）に取得させるものとすること。

### 2 年次休暇の連続取得

- (1) 在職 15 年以上の裁判官については、10 年間に 1 回、本人の選択する時季に、年次休暇を 10 日以上連続して取得することができるよう配慮するものとすること。
- (2) 前項の定めにより年次休暇を取得しようとする裁判官は、下記の表記載の申請期限までに、所属する裁判所の長（簡易裁判所に勤務する裁判官にあっては、その所在地を管轄する地方裁判所の長。以下「所属庁の長」という。）に申請するものとし、所属庁の長は、事務に支障がある場合を除き、これを承認するものとすること。

年次休暇の連続取得の始期	申 請 期 限
4月 1 日から 9月 30 日	2月末日
10月 1 日から 3月 31 日	8月末日

### 3 夏期在宅研究等

- (1) 裁判官は、夏期に、10 日を超えない期間、記録の調査、法律の研究等のため、在宅研究を行うことができるものとすること。

(2) 夏期における年次休暇（2の定めにより取得するものを除く。）、夏季休暇及び前項の在宅研究は、特別の事由のない限り、併せて20日を超えないものとすること。

#### 4 内国旅行

裁判官は、1泊以上の私事旅行をする場合には、所属庁の長に旅行届を提出するものとすること。ただし、部の事務を総括する裁判官、支部長、司法行政事務を掌理する裁判官又は所属庁の長にあらかじめ緊急連絡先（携帯電話の電話番号を含む。）を届け出ることにより、緊急時に連絡を取ることができる場合には、これに代えることができるものとすること。

#### 5 外国旅行

(1) 裁判官は、外国へ私事旅行をする場合には、あらかじめ、所属庁の長（高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長にあっては、最高裁判所長官）の承認を受けなければならないものとすること。

(2) 裁判官の外国への私事旅行は、特別の事由のない限り、次に掲げる各要件を備えていなければならないものとすること。

ア 日曜日、土曜日、休日、年次休暇又は特別休暇を使用するものであること。

イ 事務に支障のないものであること。

ウ 本邦と外交関係のある国又はこれに準ずる地域へのものであること。

## 緊急連絡先届

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

1 現在の住居の電話番号

\_\_\_\_\_

2 自宅（1以外にある場合）の電話番号

\_\_\_\_\_

3 緊急連絡先 ((1)又は(2)のいずれかの記載で足りる。)

(1) 世帯主等の氏名

\_\_\_\_\_

続柄等

\_\_\_\_\_

電話番号

\_\_\_\_\_

(2) 携帯電話

\_\_\_\_\_

(最高裁判所事務総局)

## 裁判所における出産・育児と仕事を両立させるための制度

### 1 裁判官

裁判官の出産・育児と仕事を両立させるための制度としては、一般職国家公務員と同様の制度として、以下のとおり、育児休業及び休暇制度がある。

- 育児休業
- 産前休暇
- 産後休暇
- 配偶者出産休暇
- 育児参加休暇
- 子の看護休暇
- 短期介護休暇
- 介護休暇

なお、裁判官には、明確な勤務時間の定めがないため、例えば、育児時間等の制度は、設けられていない。

### 2 裁判所職員

裁判所職員の出産・育児と仕事を両立させるための制度としては、一般職国家公務員と同様であり、具体的には別添一覧表のとおりである。なお、平成29年1月1日から一部改正されており、主な改正点は、別添「仕事と育児・介護の両立支援制度の関する人事院規則等の改正について」に記載のとおりである。

育児と介護の両立支援制度一覧

両立支援策		利用対象		制度の概要等	
		男性職員	女性職員		
育児休業等	育児休業	●	●	(概要) 子を養育するため、一定期間休業することを認める制度 (期間) 子が3歳に達するまで	
	育児短時間勤務	●	●	(概要) 子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで(勤務時間は週18時間25分、18時間35分、23時間15分、24時間35分の中から職員が選択)	
	育児時間	●	●	(概要) 子を養育するために、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで、1日2時間以内(30分単位)	
休暇制度	産前休暇		●	(概要) 6週間以内(多胎妊娠の場合には14週間)に出産予定の女性職員に与えられる休暇 (期間) 産前8週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から出産の日まで	
	産後休暇		●	(概要) 出産した女性職員に与えられる休暇 (期間) 出産の翌日から8週間(産後6週間を経過した職員が申し出て、医師が支障がないと認めた場合には勤務可能)	
	保育時間	●	●	(概要) 生後1年未満の子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行う場合に与えられる休暇 (期間) 子が1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内	
	配偶者の出産休暇	●		(概要) 妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇 (期間) 2日	
	育児参加のための休暇	●		(概要) 妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇 (期間) 6日	
	子の看護休暇	●	●	(概要) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護する必要がある場合に与えられる休暇 (期間) 年5日(対象となる子が2人以上の場合は年10日)	
	短期介護休暇	●	●	(概要) 配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う職員に与えられる休暇 (期間) 年5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日)	
	介護休暇	●	●	(概要) 配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する職員に与えられる休暇 (期間) 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えて、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(1日又は1時間の単位(1時間を単位とする場合は1日4時間以内))	
その他	早出退出勤務	●	●	(概要) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員・放課後児童クラブ等に通う小学校に就学している子を迎え又は送りに行く職員又は配偶者・父母・子等を介護する職員に、1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまでの間、小学校に就学している子が放課後児童クラブ等に通う間又は介護を必要とする間	
	深夜勤務の制限	●	●	(概要) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の深夜の勤務(超過勤務、宿泊直勤務を含む。)を制限する制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間	
	超過勤務の免除	●	●	(概要) 3歳に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の超過勤務を免除する制度 (期間) 子が3歳に達するまで	
	超過勤務の制限	●	●	(概要) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の超過勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限する制度 (期間) 子が小学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間	
	フレックスタイム制(育児・介護型)	●	●	(概要) 始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように勤務時間を割り振る制度 (期間) 育児を行う職員については、子が小学校6年生まで、介護を行う職員については、介護休暇の要件と同一	
女性職員に対する措置	深夜勤務及び時間外勤務の制限		●	(概要) 妊産婦である女性職員の深夜勤務及び正規の勤務時間以外の勤務を制限する制度 (期間) 妊産婦である期間	
	健康診査及び保健指導のための職務専念義務免除		●	(概要) 妊産婦である女性職員が健康診査及び保健指導の受診のために勤務しないことを認める制度 (期間) 妊産婦である期間	
	業務軽減		●	(概要) 妊産婦である女性職員の業務の軽減又は他の簡単な業務に就かせることを認める制度 (期間) 妊産婦である期間	
	通勤緩和		●	(概要) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに、正規の勤務時間の始め又は終わりで勤務しないことを認める制度 (期間) 妊娠中の期間、1日を通じて1時間を超えない範囲	
	休息、補食のための職務専念義務免除		●	(概要) 妊娠中の女性職員が母体又は健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを認める制度 (期間) 妊娠中の期間	

## 仕事と育児・介護の両立支援制度に関する人事院規則等の改正について

### I 介護休暇の分割取得

- 通算して6月を超えない指定期間の範囲内で、最大3回まで分割して取得することが可能となります。
- 介護休暇の取得を希望する職員は、まず、取得を希望する期間（指定期間）について申出を行います。この申出は、分割取得を希望しない場合にも必要です。
- 指定期間の指定を受けた後、指定期間内において、実際に休暇を取得する日等について請求を行うことになります（手続が2段階になります。）。

### II 介護時間の新設

- 要介護者の介護のため、1日の勤務時間の「一部」を勤務しないことが相当である場合の休暇（無給）として介護時間が新設されました。
- 介護時間は、連続する3年の期間内において、1日につき、始業又は終業に連続する2時間（30分単位）を超えない範囲内で取得できます。

※ 介護休暇の分割取得、介護時間制度のより詳しい説明については、別添1を参照してください。

### III 育児休業等に係る「子」の範囲の拡大

- 育児休業、育児短時間勤務又は育児時間等の諸制度について、対象となる「子」の範囲に以下の者が含まれます。
  - ①特別養子縁組監護期間中の者
  - ②いわゆる養子縁組里親に委託されている者
  - ③いわゆる養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかつたため、養育里親としての職員に委託された者

※、特別養子縁組と養子縁組里親制度については、別添2を参照してください。

### IV 介護時間の新設等に伴う給与の取扱いについて

- 介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなり、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱いとなりました。詳細については、給与事務担当者に照会してください。

## 2-1 介護のための両立支援制度の改正概要（介護休暇）

## 介護休暇

## 現行

## (1) 概要

- 要介護者（※）の介護のため勤務しないことが相当である場合の無給休暇  
※2週間以上負傷・疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある対象家族
- 全日の休暇及び時間単位の休暇（～4時間）が取得可能  
【民間労働法制では介護休業に相当】

## (2) 対象家族

- 同居不要：配偶者、父母、子、配偶者の父母  
 同居必要：祖父母、孫、兄弟姉妹、  
 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

## (3) 休暇の期間

- 最初の承認の日から連続する6か月の範囲内（要介護状態ごと）

## (4) 承認・請求手続

- ①必要事項と介護休暇を取得しようとする日を休暇簿に記入、請求  
※1日から請求可能だが、初回請求時は2週間以上まとめて請求  
休暇を取得しない日も含め、暦日で2週間分の予定を立てて請求する。
- ②割振り権者は、公務の運営に支障がない場合は承認
- ③以後、6か月の期間内で職員が休暇を都度請求（①②同様。休暇簿使用）

## 改正後

## (1) 概要

現行同様

## (2) 対象家族

- 同居不要：配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹  
 同居必要：父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

## (3) 休暇の期間

- 通算6か月までの3回以下の期間（指定期間）内（要介護状態ごと）  
※指定期間は、職員の申出に基づき、割振り権者が指定

## (4) 承認・請求手続

- ①必要事項と休暇取得を希望する期間（指定期間）を休暇簿に記入、申出
- ②割振り権者は、原則職員の申し出た期間を指定期間として指定
- ③介護休暇を取得しようとする日を休暇簿に記入して提出、請求  
※1日から請求可能だが、各指定期間の初回請求時は2週間以上まとめて請求  
休暇を取得しない日も含め、暦日で2週間分の予定を立てて請求する
- ④割振り権者は、公務の運営に支障がない場合は承認
- ⑤以後、指定期間内で職員が休暇を都度請求（③④同様。休暇簿使用）

緩和

分割可能

2段階化

## 2-2 介護のための両立支援制度の改正概要（介護休暇以外）

### 介護時間

#### （1）概要

- 要介護者の介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当である場合の無給休暇
- 民間労働法制では所定労働時間の短縮措置に相当

#### （2）対象家族

※改正後の介護休暇と同様

- 同居不要：配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹  
同居必要：父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

#### （3）休暇の期間

- 最初の承認の日から連続する3年の期間内（要介護状態ごと）  
※指定期間は除く。

#### （4）承認・請求手続

- ①必要事項と介護時間を取得しようとする日・時間を休暇簿に記入、請求  
※1日から請求可能だが、できる限り多くの期間についてまとめて請求する
- ②割振り権者は、公務の運営に支障がない場合は承認
- ③日時を変更する場合は、取消し又は追加で承認（休暇簿を使用。）

### 介護のための超過勤務の免除

#### （1）概要

- 要介護者の介護をする職員が請求した場合、超過勤務（※）をさせない  
※災害等避けることのできない事由による臨時の勤務を除く
- 公務の運営に支障がある場合は除く

#### （2）対象家族

※改正後の介護休暇と同様

- 同居不要：配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹  
同居必要：父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

#### （3）請求の単位

- 1年単位又は月単位（1年未満に限る）

#### （4）承認・請求手続

- ①必要事項と請求する期間を超過勤務制限請求書に記入、請求
- ②割振り権者は、公務の運営の支障の有無について速やかに職員に通知

### その他

- 短期介護休暇、フレックスタイム制、早出遅出勤務、深夜勤務の制限及び超過勤務の制限について、介護休暇と同様に対象家族の同居要件を緩和。

## 「特別養子縁組」と「養子縁組里親」

### ▶ 特別養子縁組

- ・要保護児童「6歳未満」の福祉を最優先にした養子縁組制度
- ・実親との法律上の関係は「終了」
- ・家庭裁判所による「審判」が必要
- ・離縁が「不可能」
- ・戸籍の続柄は「長男・長女」など

【普通養子縁組】

- ・養子になれる子の「年齢制限なし」
- ・実親との法律上の関係は「継続」
- ・養子が未成年の場合は、家庭裁判所による「許可」が必要 等

### ▶ 養子縁組里親

- ・養子縁組を「前提として」、要保護児童(18歳未満)を養育する里親制度
- ・養育費の支払い「あり」
- ・里親手当の支払い「なし」

【養育里親】

- ・養子縁組を「前提とせず」、要保護児童(18歳未満)を養育する里親制度
- ・里親手当の支払い「あり」
- ・養育里親研修、更新制度「あり」 等

\* 養子縁組と里親制度により、児童相談所から子どもを迎える場合は以下のとおり

### 養子縁組によって養親となることを申請

- ・児童相談所へ問い合わせ、必要とされる研修(養子縁組里親は現行なし)の受講
- ・申請中に児童相談所の家庭訪問・調査(欠格事由非該当を確認)

### 里親認定

- ・都道府県の児童福祉審議会里親認定部会での審査を受けて、知事が里親認定
- ・東京都では、申請から登録まで3か月~6か月程度、2年毎に登録更新

### 養子縁組前提の里親委託の打診

- ・児童相談所より里親委託の打診、面会や交流(マッチング期間は3か月程度)

### 里親委託開始

- ・実親や親権者の同意が得られず、養子縁組里親となることを希望しているものの、養育里親となる場合がある
- ・委託児童が乳児の場合は特別養子縁組が優先されるが、不可能な場合は普通養子縁組を選択することとなる

### 特別養子縁組の申立

- ・6か月以上の試験養育期間(監護期間)が必要
- ・実親が不同意でも特例あり(虐待)

家庭裁判所  
審判

### 普通養子縁組の許可申請

- ・試験養育期間は問われない
- ・養子が15歳未満の場合は、親権者の同意が必要

家庭裁判所  
許可

審判確定=養子縁組成立

### 里親委託解除

- ・審判確定後、養親となる
- ・10日以内に戸籍法の報告的届出

許可、養子縁組の手続

### 里親委託解除

- ・普通養子縁組の手続(届出・受理)を経て、養親となる

# 裁判官の配偶者同行休業に関する法律の概要

職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために、裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業に関する制度

## 概要

### (1) 休業の事由

裁判官が、外国での勤務その他の最高裁判所規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にすること

### (2) 休業の請求及び承認

裁判官が休業を請求した場合において、最高裁判所が裁判事務等の運営に支障がないと認めるときは、休業を承認することができる。

### (3) 休業の期間

3年を超えない範囲内(この範囲内であれば原則1回の延長可)

### (4) 休業の効果

裁判官としての身分は保有するが職務に従事せず、報酬その他の給与を受けない。

### (5) 休業の承認の失効等

ア 休業している裁判官が裁判官弾劾法第39条の規定により職務を停止された場合、配偶者が死亡又は当該休業をしている裁判官の配偶者でなくなった場合には、休業の承認が失効

イ 休業している裁判官から休業の承認の取消しの申出があった場合、配偶者と生活を共にしなくなった場合等には、最高裁判所は休業の承認を取消し

### (6) 退職手当の在職期間の取扱い

休業をした期間の全期間を除算

裁判官が他の職務に従事する場合の許可等について

平3.12.27人能A第14号

高等長官、地方、家庭所長、

最高事務総局局課長、3研修

所長、最高図書館長宛て事務

総長依命通達

改正 平4人能A第18号

平6人能A第27号

平13人能A第8号

平16人能A第11号

平17人能A第001716号

平28人能第311号

○ 裁判官が他の職務に従事する場合（一定事項の調査、研究、執筆等に継続的又は定期的に従事する場合を含む。以下同じ。）の裁判所法（昭和22年法律第59号）第52条第2号の規定による最高裁判所の許可等について下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

第1 報酬を得て他の職務に従事する場合

- 1 裁判官が報酬（旅費、宿泊料等実費弁償に相当するものを除く。以下同じ。）を得て他の職務に従事する場合の裁判所法第52条第2号の規定による最高裁判所の許可是、その従事しようとする職務が裁判官としての職務の遂行に支障がないと認められる場合その他同法の精神に反しないと認められる場合に限り行う。

- 2 最高裁判所は、裁判官が報酬を得て大学等の講師の職を兼ねる場合（継続的又は定期的に兼ねる場合に限る。）の許可の権限を、下級裁判所に勤務する裁判官（高等裁判所長官を除く。）については高等裁判所長官に、最高裁判所に勤務する裁判官のうち別表の左欄に掲げる裁判官については同表の右欄に定める者に、それぞれ委任する。
- 3 2の定めによる許可是、平成4年6月26日付け最高裁人能A第17号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の兼業の許可等について」（以下「兼業通達」という。）記第4の2の(1)及び(2)に掲げる基準に該当する場合に限り行う。ただし、この基準によることができない特別の事情がある場合には、最高裁判所の承認を得て許可することができる。

## 第2 報酬を得ないで他の職務に従事する場合

- 1 裁判官は、報酬を得ないで、国、地方公共団体又は公共的団体に設置された委員会、協議会又は審議会（これらと同種のものを含む。以下「委員会等」という。）で中央官庁（日本弁護士連合会を含む。以下同じ。）に設置されたものの委員、幹事又は評議員（これらと同種のものを含む。以下「委員等」という。）の職を兼ねる場合には、あらかじめ最高裁判所の許可を受けなければならぬ。
- 2 裁判官は、報酬を得ないで、他の職務に従事する場合（1に定める場合を除く。）には、あらかじめその所属する裁判所の長（簡易裁判所に勤務する裁判官にあってはその所在地を管轄する地方裁判所の長、最高裁判所に勤務する裁判官のうち別表の左欄に掲げる裁判官にあっては同表の右欄に定める者。以下「所属庁の長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる団体の役員の職を兼ねるときは、この限りでない。
- (1) 兼業通達記第2のただし書きの1から5までに掲げる団体
- (2) (1)に掲げる団体に準ずる団体であって、所属庁の長がその団体の役員の職を兼ねることが裁判官の職務の遂行に支障を及ぼさないことが明白であると

### 認めて指定するもの

- 3 1又は2の定めによる許可については、第1の1の定めを準用する。
- 4 所属庁の長は、委員会等（中央官庁に設置された委員会等を除く。）の委員等の兼職を許可する場合には、最高裁判所の承認を得なければならない。ただし、委員会等で地方公共団体に設置されたもの並びに各弁護士会に設置された資格審査会、懲戒委員会及び綱紀委員会の委員等の兼職を許可するときは、この限りでない。
- 5 4の定めにより最高裁判所の承認を求める場合には、当該委員会等の設置目的及び構成、当該委員等の職務内容、職務に従事する時間等を明らかにした条例、設置要綱等の資料を添付する。

### 第3 許可手続

- 1 裁判官は、裁判所法第52条第2号の規定又は第2の定めによる許可（以下「兼職の許可」という。）を申請する場合には、事前に相当の期間をおいて、所属庁の長に対し、別紙様式による「裁判官兼職許可申請書」2部を提出しなければならない。
- 2 所属庁の長は、申請に係る兼職の許可の権限を有しない場合には、当該申請に対する意見を付した上、申請書をその権限を有するものに送付する。
- 3 兼職の許可の権限を有するものは、申請を許可し、又は許可しなかった場合には、申請書にその旨を記載して、1部を保管し、1部を申請者に（2に定める場合にあっては、所属庁の長を経由して）交付する。
- 4 兼職の許可を受けた裁判官は、てん補等による所属庁の変更があった場合には、1箇月以内に改めて兼職の許可の申請をしなければならない。

### 第4 許可の期間

兼職の許可の期間は、2年以内とする。

### 第5 委員会等の委員等への推薦

- 1 委員会等の委員等への委嘱について関係機関から裁判官の推薦依頼があった

場合の推薦は、委員会等で中央官庁に設置されたものの委員等については最高裁判所が、その他の委員会等の委員等については所属庁の長が行う。

- 2 所属庁の長は、1の定めによる推薦をする場合には、委員会等で地方公共団体に設置されたもの並びに各弁護士会に設置された資格審査会、懲戒委員会及び綱紀委員会の委員等にその所属の裁判官を推薦するときを除き、最高裁判所の承認を得なければならない。
- 3 1の定めによる推薦については第1の1の定めを、2の定めにより最高裁判所の承認を求める場合には第2の5の定めを、それぞれ準用する。
- 4 裁判官が最高裁判所又は所属庁の長の推薦により委員会等の委員等の職を兼ねる場合は、裁判所法第52条第2号の規定による許可又は第2の1若しくは2の定めによる許可を受けたものとみなす。

#### 第6 研修会等講師の推薦

- 1 研修会、講演会等の講師への裁判官の推薦は、所属庁の長が行う。
- 2 兼業通達記第10の後段の定めは、1の推薦について準用する。

(別紙様式添付省略)

(別表)

1	首席調査官 司法研修所長 裁判所職員総合研修所長 最高裁判所図書館長	最高裁判所長官
2	事務総局に勤務する裁判官 裁判所調査官 各研修所に勤務する裁判官 (1に掲げる者を除く。)	最高裁判所事務総長

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の兼業の許可等  
について

平4. 6. 26 人能A第17号

高等長官、地方、家庭所長、

最高事務総局局課長、3研修

所長、最高図書館長あて事務

総長依命通達

改正 平6人能A第29号

平13人能A第2号

平17人能A第001612号

平20人能A第004112号

平27人能第354号

平28人能第601号

平29人能第40号

○ 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下「職員」という。）の兼業の許可等について下記のとおり定めましたので、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）並びに裁判所職員に関する臨時措置規則（昭和27年最高裁判所規則第1号）において準用する人事院規則14-8（営利企業の役員等との兼業），職員の兼業の許可に関する政令（昭和41年政令第15号。以下「政令」という。）及び職員の兼業の許可に関する内閣官房令（昭和41年総理府令第5号。以下「内閣官房令」という。）に規定するもののほか、これによってください。

記

第1 用語の定義

1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 役員等 会社その他の団体の役員、顧問又は評議員をいう。
- (2) 営利企業兼業 営利企業の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営むことをいう。「自ら営利企業を営むこと」とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいい（以下「自営」という。），名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。

この場合において、農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあっては大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断されるとき、太陽光電気（太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得られる電気をいう。以下同じ。）の販売にあっては販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上であるとき又は不動産若しくは駐車場（以下「不動産等」という。）の賃貸にあっては次のいずれかに該当するときは、自営に当たるものとして取り扱うものとする。

ア 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- (ア) 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。
  - (イ) 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。
  - (ウ) 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。
  - (エ) 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。
  - (オ) 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。
- イ 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合
- (ア) 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

(イ) 駐車可能台数が10台以上であること。

ウ 不動産等の賃貸に係る賃貸料収入の合計額が年額500万円以上である場合

エ ア又はイに掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

(3) 有報酬兼業 報酬（旅費、宿泊料等実費弁償に相当するものを除く。以下同じ。）を得て、団体（営利企業を除く。）の役員等の職を兼ね、その他事業に従事し、又は事務を行うことをいう。

(4) 無報酬兼業 報酬を得ないで、団体（営利企業を除く。）の役員等の職を兼ねることをいう。

2 法第103条第2項及び第104条の規定中「所轄庁の長」とあり、並びに政令第1条及び内閣官房令の規定並びにこの通達中「所属庁の長」とあるのは、承認又は許可を受けようとする職員の所属する庁の長（最高裁判所事務総長については最高裁判所長官、最高裁判所に勤務する職員（最高裁判所事務総長を除く。）については最高裁判所事務総長、簡易裁判所又は検察審査会に勤務する職員についてはその所在地を管轄する地方裁判所の所長）とする。

## 第2 無報酬兼業の制限

職員は、無報酬兼業をする場合には、あらかじめ所属庁の長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる団体の役員等の職を兼ねる場合は、この限りでない。

- 1 国家公務員等共済組合連合会及びこれに設置された機関
- 2 裁判所の職員又は法曹関係者を構成員とし、その親ばく、互助、研さん等を目的とする団体
- 3 居住地域の町内会及び自治会
- 4 子弟の学校のPTA
- 5 出身学校の同窓会、同期会等の親ばく団体
- 6 1から5までに掲げる団体に準ずる団体であって、所属庁の長がその団体の

役員等の職を兼ねることが第4の1の(1)から(4)までの定めに該当しないことが明白であると認めて指定するもの

### 第3 営利企業兼業の承認

営利企業兼業については、次に定める場合のほかは、承認することができない。

1 不動産等の賃貸に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。

(1) 職員の官職と承認に係る不動産等の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(2) 入居者の募集、賃料の集金、不動産の維持管理等の不動産等の賃貸に係る管理業務を事業者にゆだねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。

(1) 職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(2) 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

3 不動産等の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。

(1) 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

(2) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により、職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

(3) 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

(4) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

#### 第4 有報酬兼業及び無報酬兼業の許可

1 有報酬兼業又は無報酬兼業の申請が次のいずれかに該当する場合には、これを許可してはならない。

(1) 当該兼業のため勤務時間を割くことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められる場合

(2) 当該兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められる場合

(3) 裁判所と当該兼業先との間に取引関係等の特殊な関係があるなど当該兼業をすることが裁判所の職務の公正に疑義を生じさせるおそれがあると認められる場合

(4) 当該兼業をすることがその官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそれがあると認められる場合

2 職員が報酬を得て大学等の講師の職を兼ねる場合（継続的又は定期的に兼ねる場合に限る。）の許可は、次に定める基準に該当する場合に限り行うことができる。ただし、この基準によることができない特別の事情がある場合には、最高裁判所の承認を得て許可することができる。

(1) 担当する授業時間が官庁の執務時間外であること。

(2) 担当する授業時間数が次の範囲内であること。

ア 講師の職を兼ねる期間が3箇月以上である場合には、授業時間数が1週間につき2時間を超えないこと。

イ 講師の職を兼ねる期間が3箇月未満である場合には、授業時間数が1週間につき6時間を超えないこと。

3 職員が国に設置された委員会、協議会又は審議会（これらと同種のものを含む。）の非常勤の職員、委員、幹事又は評議員（これらと同種のものを含む。）

の職を兼ねる場合の許可は、最高裁判所の承認を得て行う。

## 第5 兼業の承認又は許可の申請手続

1 職員は、営利企業兼業の承認又は有報酬兼業若しくは無報酬兼業の許可（以下「兼業の承認又は許可」という。）を受けようとする場合には、事前に相当の期間をおいて、所属庁の長に対し、別紙様式第1による「営利企業兼業承認申請書（不動産等の賃貸）」、別紙様式第2による「営利企業兼業承認申請書（太陽光電気の販売）若しくは別紙様式第3による「営利企業兼業承認申請書（不動産等の賃貸及び太陽光電気の販売以外）」又は別紙様式第4による「兼業許可申請書」2部（営利企業兼業の承認を申請する場合及び最高裁判所の許可を必要とする場合にあっては、3部）を提出しなければならない。

2 営利企業兼業承認申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

### (1) 不動産等の賃貸の場合

ア 不動産等の状況を明らかにする書面（不動産の登記簿謄本、不動産の図面等）

イ 賃料収入額を明らかにする書面（賃貸契約書の写し等）

ウ 不動産等の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにする書面（不動産管理会社に対する管理業務委託契約書等）

エ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び職員との続柄並びに職員の当該事業への関与の程度を明らかにする書面

オ その他参考となる資料

### (2) 太陽光電気の販売の場合

ア 太陽光電気の販売に係る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面（太陽光発電設備の仕様書の写し等）

イ 太陽光電気の販売の内容を明らかにする書面（太陽光電気の販売契約書の写し等）

ウ 太陽光電気の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面（事業者に管理業務を委託する契約書の写し等）

エ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び職員との統柄並びに職員の当該事業への関与の程度を明らかにする書面

オ その他参考となる資料

(3) (1)及び(2)以外の営利企業兼業の場合

ア 当該事業の概要を明らかにする書面（事業報告書、組織図、事業場の見取り図等）

イ 使用人及び親族で当該事業に従事するものの人数並びにそれらの者と職員との統柄を明らかにする書面

ウ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義である場合においては、当該事業主の氏名及び職員との統柄並びに職員の当該事業への関与の程度を明らかにする書面

エ 職員が当該営利企業を営むことを必要とする事情を明らかにする書面

オ その他参考となる資料

3 兼業の承認又は許可を受けた職員は、昇任、転任、配置換、併任等による官職等の異動があった場合には、1箇月以内に改めて兼業の承認又は許可の申請をしなければならない。ただし、官職について実質的な異動がない単なる昇格の場合及び官職に異動がなく、かつ、職員の所属する庁の長を異にしない配置換の場合並びに併任の解除及び終了の場合は、この限りでない。

## 第6 兼業の承認又は許可の手続

### 1 営利企業兼業の場合

(1) 所属庁の長は、申請を承認することが相当であると認めた場合には、兼業承認申請書1部（職員が自ら営利企業を営む場合には、第5の2に定める資料を含む。）を添付して最高裁判所に承認の上申をする。

(2) 所属庁の長は、(1)の上申について最高裁判所から承認又は不承認の通知があった場合には、兼業承認申請書にその旨を記載して、1部を保管し、1部を申請者に交付する。

(3) 所属庁の長は、申請を承認することが相当でないと認めた場合には、兼業承認申請書にその旨を記載して、1部を保管し、1部を申請者に交付し、最高裁判所に兼業承認申請書1部を添付して承認しなかった理由を報告する。

## 2 有報酬兼業の場合

(1) 所属庁の長は、最高裁判所の許可を必要とする申請を許可した場合には、兼業許可申請書にその旨を記載して、1部を保管し、2部を最高裁判所に提出する。この場合において、最高裁判所が当該申請を許可し、又は許可しなかったときは、所属庁の長は、保管している兼業許可申請書にその旨を記載し、最高裁判所から返戻された兼業許可申請書1部を申請者に交付する。

(2) 所属庁の長は、(1)の申請を許可しなかった場合には、兼業許可申請書にその旨を記載して、1部を保管し、1部を申請者に交付し、最高裁判所に兼業許可申請書1部を添付して許可しなかった理由を報告する。

(3) 所属庁の長は、申請((1)の申請を除く。)を許可し、又は許可しなかった場合には、兼業許可申請書にその旨を記載して、1部を保管し、1部を申請者に交付する。

## 3 無報酬兼業の場合

所属庁の長は、申請を許可し、又は許可しなかった場合には、兼業許可申請書にその旨を記載して、1部を保管し、1部を申請者に交付する。

## 第7 兼業の承認又は許可の期間

兼業の承認又は許可の期間は、2年以内とする。

## 第8 勤務時間を割く必要がある場合の承認

1 職員は、有報酬兼業の許可を受けた場合において、現実に勤務時間を割くときには、その都度所属庁の長の承認を得なければならない。

2 職員は、勤務時間を割くことの承認を得ようとする場合には、事前に書面により所属庁の長に申請しなければならない。

#### 第9 委員会等の委員等への推薦

1 国、地方公共団体若しくは公共的団体に設置された委員会、協議会若しくは審議会（これらと同種のものを含む。以下、「委員会等」という。）の非常勤の職員、委員、幹事又は評議員（これらと同種のものを含む。以下「委員等」という。）への委嘱について関係機関から職員の推薦依頼を受けた場合の推薦は、所属庁の長が行う。

○ 2 所属庁の長は、1の定めにより国に設置された委員会等の委員等に職員を推薦する場合には、最高裁判所の承認を得なければならない。

3 1の定めによる推薦については、第4の1の定めを準用する。

4 2の定めにより最高裁判所の承認を求める場合には、職務への支障の有無についての意見を付した上、当該委員会等の設定目的および構成、当該委員等の職務内容、職務に従事する時間、報酬の有無及び金額等を明らかにした条例、設置要綱等の資料を添付する。

5 職員が所属庁の長の推薦により委員会等の委員等の職を兼ねる場合には、法第104条の規定又は第2の定めによる許可を受けたものとみなす。

#### 第10 研修会等講師の推薦

研修会、講演会等の講師への職員の推薦は、所属庁の長が行う。この場合において、所属庁の長は、当該研修会、講演会等が国、地方公共団体又は公共的団体の行うものであり、その目的、趣旨、講義内容、対象者等の諸般の事情を総合して裁判所の職務の公正に疑惑が生ずるおそれがないことが明白であり、かつ、事務の円滑な運営に支障を生じさせないものである場合に限り、推薦するものとする。

#### 第11 兼業台帳の備付け等

1 兼業台帳の備え付け

高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、別紙様式第5の「兼業台帳」を備え付ける。

## 2 兼業台帳の写しの送付

地方裁判所及び家庭裁判所は、毎年1月31日までに前年分の兼業台帳の写しを高等裁判所に送付し、高等裁判所はこれを取りまとめた上、自庁の兼業台帳の写しと共に毎年2月10日までに最高裁判所に送付する（送付書不要）。